

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 70 自社利用のソフトウェアを制作する場合の会計処理

今回は自社利用のソフトウェアを制作する場合の会計処理についてご説明します。

1、自社利用のソフトウェアの資産計上について

自社利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、ソフトウェアの取得に要した費用を無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理するとされています（研究開発費等に係る会計基準（以下、基準とします。）四 3、4、研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（以下、指針とします。）11）。

(1) 自社制作したソフトウェアを資産計上する場合の例示

一般的には、自社で利用するためにソフトウェアを制作し、当初意図した用途に継続して利用することにより、当該ソフトウェアを利用する前と比較して会社（ソフトウェアの利用者）の業務を効率的又は効果的に遂行することができると明確に認められる場合に資産計上ができるとされています。例えば、以下のようなソフトウェア制作の意思決定の段階から制作の意図・効果が明確になっている場合が掲げられます（指針 11）。

- (ア) 当該ソフトウェアを利用することにより、利用する前と比較して間接人員の削減による人件費の削減効果が確実に見込まれる場合
- (イ) 複数業務を統合するシステムを採用することにより入力業務等の効率化が図れる場合
- (ウ) 従来なかったデータベース・ネットワークを構築することにより今後の業務を効率的又は効果的に行える場合

(2) 自社制作によるソフトウェアの資産計上の開始時点と終了時点について
自社利用のソフトウェアを自社で制作する場合の資産計上の開始時点と終了時点は、それぞれの時点を立証できる証憑に基づき以下のとおり決定します（指針 12、13）。

開始時点：

将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる状況になった時点

開始時点を立証できる証憑：

例えば、ソフトウェアの制作予算が承認された社内稟議書又はソフトウェアの制作原価を集計するための制作番号を記入した管理台帳等

終了時点：

実質的にソフトウェアの制作作業が完了したと認められる状況になった時点

終了時点を立証できる証憑：

例えば、ソフトウェア作業完了報告書、最終テスト報告書等

2、減価償却方法及び耐用年数について

減価償却方法については、各企業がその利用の実態に応じて最も合理的と考えられる減価償却の方法（例：見込販売収益に基づく減価償却）を採用すべきです。

自社利用のソフトウェアは、市場販売目的のソフトウェアに比し収益との直接的な対応関係が希薄な場合が多く、物理的な劣化を伴わない無形固定資産の償却であることから、一般的には、定額法による償却が合理的とされています（指針 21、研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q&A 23）。

また、耐用年数としては、当該ソフトウェアの利用可能期間によるべきですが、原則として5年以内の年数とし、5年を超える年数とするときには、合理的な根拠に基づくことが必要とされています（指針 21）。

3、開示について

自社利用のソフトウェアの減価償却方法に関する開示については下記が掲げられています（指針 22）。

- (1) 自社利用のソフトウェアに関して採用した減価償却の方法
- (2) 見込利用可能期間（年数）

(2014/10/27 号より)